

「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会開催要綱

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

1. 目的

「子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」は、「健やか親子21」の主要4課題の一つとして推進されており、「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）においては、今後5年間の目標として、「子どものこころの健康に関する研修を受けている小児科医、精神科医（子どもの診療に関わる医師）の割合100%」を掲げている。

児童虐待が急増する中、心身の発達障害や心の問題を抱える子どもの保護者の育児不安を解消することが児童虐待の防止にもつながることが認識され、子どもの心の問題に関する診療を行うことのできる専門家の確保が急務となっている。

さらに、平成16年12月に成立した「発達障害者支援法」に基づき、発達障害児の健全育成を促進するための総合的な地域支援を推進することが求められており、発達障害の診断・治療やケアを適切に行うことのできる小児科医及び児童精神科医の需要が増大している。

しかしながら、我が国では、心身症や精神疾患及び虐待による心の問題や発達障害などの子どもの心の問題に対応できる小児科医及び児童精神科医が極めて少ない状況にある。

このため、雇用均等・児童家庭局長が「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」を開催し、子どもの心の診療に携わることのできる小児科や精神科などの専門の医師の養成方法について、有識者や関係学会の代表による検討を行う。

2. 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。

3. 検討項目

- (1) 子どもの心の診療に関する現状と課題
- (2) 今後の子どもの心の診療に携わる専門の医師の養成方法について

4. 運営

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局（母子保健課）で行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上定める。

(別紙)

「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会委員名簿

- 市川 宏伸 日本児童青年精神医学会理事長、東京都立梅ヶ丘病院院長
- 今村 定臣 社団法人日本医師会常任理事
- 牛島 定信 日本児童青年精神医学会監事、東京慈恵会医科大学客員教授、
東京女子大学文理学部心理学科教授
- 奥山 眞紀子 国立成育医療センターこころの診療部部長
- 齋藤 万比古 国立精神・神経センター国府台病院リハビリテーション部長
- 杉山 登志郎 日本小児総合医療施設協議会、あいち小児保健医療総合センター心療科部長
- 富田 和巳 日本小児心身医学会理事長、こども心身医療研究所所長
- 西田 寿美 全国児童青年精神科医療施設協議会会長、
三重県立小児診療センターあすなろ学園長
- 別所 文雄 日本小児科学会会長、杏林大学小児科学教授
- 星加 明德 日本小児精神神経学会理事長、東京医科大学小児科学教授
- 保科 清 社団法人日本小児科医会会長、医療法人財団順和会山王病院小児科上席部長
- 南 砂 読売新聞編集局解説部次長
- 宮本 信也 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
- 桃井 真里子 日本小児神経学会理事、自治医科大学小児科学教授
- 森 隆夫 社団法人日本精神科病院協会常務理事、あいせい紀年病院理事長
- ◎柳澤 正義 日本子ども家庭総合研究所所長、国立成育医療センター名誉総長
- 山内 俊雄 日本精神神経学会監事、埼玉医科大学学長
- 吉村 博邦 全国医学部長病院長会議顧問、北里大学医学部教授

◎座長、○副座長 (五十音順、敬称略)

イメージ図

こころの問題を持った子どもと家族



1 一般の小児科医・精神科医

2 子どもの心の診療を定期的に
行っている小児科医・精神科医

3 子どもの心の診療に
専門的に携わる医師

「子どもの心の診療医」の養成に関する検討会スケジュール

- 第 1 回 平成17年3月16日（水）
 - ・問題提起
- 第 2 回 平成17年4月20日（水）
 - ・子どもの心の診療医の養成に関する関係者の取組みの現状 I
- 第 3 回 平成17年5月11日（水）
 - ・子どもの心の診療医の養成に関する関係者の取組みの現状 II
 - ・子どもの心の診療医の養成方法について
- 第 4 回 平成17年6月29日（水）
 - ・子どもの心の診療医の養成方法について
- 第 5 回 平成17年7月27日（水）
 - ・子どもの心の診療医の養成について
 - ～意見の中間とりまとめ（案）の骨格について～
- 第 6 回 平成17年10月5日（水）
 - ・意見の中間とりまとめ（案）について
- 第 7 回 平成17年11月29日（火）
 - ・平成17年度 報告書骨子（案）について
- 第 8 回 平成18年1月18日（水）
 - ・平成17年度 報告書（たたき台）について
- 第 9 回 平成18年3月8日（水）
 - ・平成17年度 報告書とりまとめ
- 第10回 平成18年8月9日（水）
 - ・平成18年度の事業計画とスケジュールについて
 - ・厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）「子どもの心の診療に携わる専門的人材の育成に関する研究」（主任研究者：柳澤正義）報告について
 - ・平成17年度報告書を受けた関係者の取組みの状況について
- 第11回 平成19年1月17日（水）
 - ・平成18年度の事業計画に関する進捗状況について
 - ・子どもの心の診療に専門的に携わる医師の養成に関する検討
- 第12回 平成19年3月16日（金）
 - ・子どもの心の診療に専門的に携わる医師の養成に関する検討
 - ・最終報告書とりまとめ

～資料3. 報告書（案）から抜粋～

Ⅲ. 「子どもの心の診療医」の養成方法について

1. 子どもの心の診療に専門的に携わる医師の養成のために行うべきこと

現在の子どもの心の診療に専門的に携わる医師の不足の背景には、専門的な教育研修場所や指導医の不足、専門が生かせる就職先の不足など多くの要因があることが指摘されている。今後このような医師を増やすためには、そもそも、子どもの心の診療体制自体を確立しなければならない。

虐待や発達障害と関連した、あるいはそれらとは独立に発生した心の問題をもつ子どもとその家族については、地域で支えるのが基本であるが、そのためには、地域で安心して医療とケアが受けられるような診療体制を構築する必要がある。中核的な医療機関の整備や相談体制をはじめ、教育や保健医療福祉機関等との地域連携体制を確立する必要がある。また、子どもの心の診療体制の確保のためには、医師のみならず、心理職、作業療法士、保健師、看護師、保育士、ソーシャルワーカーなど、多くの専門職種が必要であり、その充実を図る必要もある。

まず、当面、次のような対応の充実を図ることが求められる。

子どもの心の診療に専門的に携わる医師の養成のためには、子どもの心の診療を専門的に実施している医療機関における2～3年間のレジデント研修が必要である。研修会などの座学や短期の実習のみでは困難であり、実際に患児を扱っている施設での一定期間の実地修練が不可欠である。入院施設を有する国立あるいは都道府県立の精神科医療施設あるいは日本小児総合医療施設協議会の加盟病院の小児病院などでの修練の充実を図り、医育機関である医科大学（医学部）には、小児精神疾患の診療部門や講座が設置されることが望ましく、関係者は、そのための支援を行う必要がある。これら施設では、より高度で専門的な診療や教育・研修を担うことのできる医師の確保を図ることが重要であり、こうした一連の取り組みを通じて診療現場全体の質を高めることが不可欠である。以下はその具体例である。

- ・現在でも、少ないながら研修を行うことができる制度や機関が存在する。（参考1）国立成育医療センター、国立精神・神経センターをはじめとするこれらの研修受け入れ施設は、多様な専門的研修内容の充実や質の向上に努めることが期待される。また、関係団体による全国規模の研修会等に対する協力・支援（例えば講師の派遣、会場の提供、短期研修の開催等）を行うことが出来るような整備が必要である。
- ・全国児童青年精神科医療施設協議会や、子どもの心の診療の専門科をもつ日本小児総合医療施設協議会の加盟病院では、現在は一部の病院でしかレジデント制度を有していないが、これら全ての加盟病院でレジデント研修が行えるよう計画的に体制を整備する。各都道府県は、それを支援することが求められる。

- ・また、専門的研修のできる医療機関間では、レジデントの研修交流（小児科と精神科の相互交流も含む）ができるように努める。将来的には、児童精神医学の研修とともに、希望する場合には、小児科と精神科の両方の経験を修得することができるようなレジデント研修交流が推進されることが望まれる。
- ・大学病院においても、子どもの心の診療を行う診療部門を設置し、専門的研修についてもプログラムを設定することが望まれる。

なお、現状では、高度な専門医療機関が少ないために、一般の小児科医・精神科医が紹介先病院の不足や情報の不足などから治療が困難な患者を扱う一方で、高度な専門医療機関には診療希望が集中し、医療機能の低下が生じる事態も生じている。このような状況を改善していくためには、地域の実情にあわせて、以下のようなシステムが総合的に計画・整備される必要がある。

(1) 子どもの心の相談・診療体制の整備

子どもの心の診療については、①ひきこもりなどの適応不全をもたらす精神疾患への対応、②発達障害への対応、③虐待を受けた子どもへの医学的評価やケアなどへの対応が求められており、各都道府県において少なくとも1か所は、こうした乳幼児期から青年期までの子どもの心の診療及び研修を専門に行える中核的な医療機関（子どもの育ちに配慮した入院治療を行う専用病棟をもつことが望ましい）が必要である。そのため、各都道府県において子どもの心の診療体制に関する整備計画を策定することが求められる。

各都道府県は、地域の実情に応じて、これらの中核的な医療機関（例えば、公立病院・大学病院の小児科・精神科や小児病院等）を中心として、小児病院、大学病院あるいは公立病院の小児科・精神科、民間クリニック、精神保健福祉センター、児童相談所、発達障害者支援センター、情緒障害児短期治療施設などをはじめとする、保健、医療、福祉、教育などの地域関係機関が連携協働する子どもの心の相談・診療体制の整備を行う必要がある。

(2) 子どもの心の診療及び研修を支える医療機関の経済的支援の充実

日常的な外来診療から入院治療を含む高度な治療まで必要に応じて適切な診療が可能な子どもの心の診療体制を確立するとともに、保健、医療、福祉、教育など各分野の関連専門機関が連携して子どもの心の問題に取り組めるような健全な連携体制を確立し、質の高い研修を行うためには、地域に高度に専門化された入院治療機能を持つ中核的な医療機関を整備し、診療システムを確立する必要がある。そのため、経済的な支援が必須であることから、診療報酬上の適正な評価が求められる。

(3) 専門医資格について

専門的な知識と技能のレベルを認定する専門医制度については、将来的に、関係する学会において検討すべき課題である。

(4) 調査研究の充実

子どもの心の診療レベルの向上を図り、ひいては必要な専門の医師を養成・確保するためには、基礎・臨床研究及び社会疫学的研究を推進し、診断・治療の標準化

を図ることが課題である。そのためには、子どもの心の診療を支える研究を充実させるとともに、子どもの心の診療を専門とする小児科医・精神科医及び子どもの心の高度専門的な診療に携わる医師の中で、希望する医師には研究に関する研修を受ける機会が与えられるような環境整備が必要である。

また、今後も人材養成の取り組みを着実に進めていくためには、子どもの心の診療や人材養成に関する基礎調査を継続的に実施することが必要である。国、関係学会、全国児童青年精神科医療施設協議会、日本小児総合医療施設協議会、大学等は、各都道府県における専門医療機関や養成研修の現状について調査研究を実施し、全国的に情報発信を行い、相互連携を促すべきである。